

第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画

中間見直し

令和4年11月改訂

柳井市

第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

また、本年3月に内閣府から発出された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（以下「作業の手引き」という。）では、「見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。」とされています。

本市は、第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を令和元年度に策定しており、今年度は、本計画期間の中間年に当たることから、本計画の見直しについて、柳井市子ども・子育て会議に意見を求めました。

2 中間見直しの基準について

作業の手引きでは、「基本指針中の『教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数』については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。」とされており、また、「『実績値』について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における『量の見込み』（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。」とされています。

なお、補足説明として「形式的には、10%以上の乖離がある場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、『量の見込み』の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適正に対応していただきたい。」ともされています。

3 本計画の中間見直しについて

前項の基準を踏まえ、本計画第4章「子ども・子育て支援法に定める事業計画」については、次のとおりとしました。

- (1) 同章第3項第4号「教育・保育の提供体制」（75ページ、76ページ）の見直しについて

ア 検証（令和３年度の量の見込みと令和３年４月１日の利用児童数）

市全域	教育	保育		
	３歳以上 (１号+２号)	３歳以上 ２号認定	１～２歳 ３号認定	０歳 ３号認定
量の見込み①	１４４	４０１	２０２	２１
実績値②	１０９	４６４	２０５	１４
②×１００／①	７５．７％	１１５．７％	１０１．５％	６６．７％
供給量（確保の方策）	１５０	４５２	２１７	

イ 見直しの実施の有無

量の見込みについては、人口の再推計による就学前児童人口の推移の見通しを踏まえ、見直しを行いました。また、量の見込みの変更に伴い、供給量（確保の方策）についても所定の見直しを行い、本計画７６ページの表を次のとおりとしました。

計画当初

(単位:人)

令和５（２０２３）年度	教育		保育		
	３～５歳		３～５歳	１～２歳	０歳
	１号	２号①	２号②	３号	３号
① 量の見込み	91	32	369	211	19
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※ ¹	150		452	217	41
特定地域型保育※ ²	0		0	0	0
②－①＝	27		83	6	22

(単位:人)

令和６（２０２４）年度	教育		保育		
	３～５歳		３～５歳	１～２歳	０歳
	１号	２号①	２号②	３号	３号
① 量の見込み	86	30	347	211	19
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※ ¹	150		452	217	41
特定地域型保育※ ²	0		0	0	0
②－①＝	34		105	6	22

見直し後

(単位:人)

令和 5（2023）年度	教育		保育		
	3～5歳		3～5歳	1～2歳	0歳
	1号	2号①	2号②	3号	3号
① 量の見込み	64	25	427	169	22
② 供給量(確保の方策)	110		437	210	43
特定教育・保育施設※1	110		437	210	43
特定地域型保育※2	0		0	0	0
②－①＝	21		10	41	21

(単位:人)

令和 6（2024）年度	教育		保育		
	3～5歳		3～5歳	1～2歳	0歳
	1号	2号①	2号②	3号	3号
① 量の見込み	48	25	391	157	24
② 供給量(確保の方策)	100		437	210	43
特定教育・保育施設※1	100		437	210	43
特定地域型保育※2	0		0	0	0
②－①＝	27		46	53	19

(2) 同章第4項第3号「地域子ども・子育て支援事業の提供体制」（77ページ～86ページ）の見直しについて

地域子ども・子育て支援事業は、次の13事業となっております。

ア 検証（令和3年度の量の見込みと実績による利用率）

事業名		利用率
1	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	100.0%
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	108.3%
3	妊婦健康診査事業	87.7%
4	乳児家庭全戸訪問事業	86.0%
⑤-1	養育支援訪問事業	166.7%
⑤-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	640.0%
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	74.1%
⑧-1	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定	—
⑧-2	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望	—

⑧-3	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）	81.8%
9	時間外保育事業（延長保育事業）	88.7%
10	病児保育事業	62.0%
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	89.5%
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	数値目標 なし
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	数値目標 なし

イ 見直しの実施の有無

本計画での実績値が目標値を大幅に超えている項目がある事業について見直すこととし、本計画79ページと80ページの表を次のとおりとしました。

⑤-1 養育支援訪問事業（79ページ）

計画当初

専門的相談支援

(単位：人)

対象支援者	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 需要量の見込み	15	15	15	15	15
② 供給量(確保の方策)	15	15	15	15	15
②－①＝	0	0	0	0	0

見直し後

専門的相談支援

(単位：人)

対象支援者	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	15	15	15	24	24
②供給量(確保の方策)	15	15	15	24	24
②－①＝	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）（80ページ）

計画当初

(単位：人日/年)

延べ支援者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

見直し後

(単位：人日/年)

延べ支援者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	5	5	5	12	12
②供給量(確保の方策)	5	5	5	12	12
②－①＝	0	0	0	0	0